

とものつくろう みんなの夢大地

さらべっ ぎかい

発行／更別村議会 編集／議会運営委員会



建設が進められていた学校給食センター、福祉ホームが完成しました。福祉ホームは、4月4日にオープンセレモニーが行われ、テープカットの後の内覧会には多くの村民の皆さんが見学に訪れていました。

給食センター、福祉ホームが完成

2026

5

Vol.196

- | | |
|------------------|--------|
| ■ 第1回定例会、令和8年度予算 | P 2～4 |
| ■ 第1回臨時会 | P 5 |
| ■ 審議結果 | P 6 |
| ■ 一般質問～4人の議員が登壇 | P 7～13 |
| ■ 議会日誌 | P 14 |



第1回 定例会

■ 一般会計 ■
62.7億円
(前年比△11.7%)

令和8年度 各会計予算を 可決

令和8年第1回定例会は、3月10日から18日までの9日間の会期で行われました。開会日の10日は、理事者による執行方針説明の後、人事案件、条例の制定・改正など諮問案1件及び議案26件のほか、一般会計・各特別会計補正予算の審議を行いました。

11日は、発議1件の審議の後、4人の議員が5項目の一般質問を行うとともに、17日には1人の議員が村政執行方針に対する一般質問を行い、理事者の見解を質しました。

16日・17日は、2日間にわたり令和8年度予算を審議しました。

提案された議案等はそれぞれ可決され、会期を1日残して閉会しました。

3月10日審議分

■推薦同意

▼人権擁護委員の推薦同意
人権擁護委員として、次の方の推薦に同意しました。
梶 幸子 氏(再任)

■選任同意

▼固定資産評価審査委員会委員の選任同意
固定資産評価審査委員会委員として、次の方の選任に同意しました。
渡邊 浩明 氏(再任)

■条例の制定

▼特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
本年4月から開始する乳児等通園支援事業(こども誰で

も通園制度)について、村が認可した事業所の適正な運営を図るため、内閣府令に定める基準に基づき条例を制定するものです。

■条例の廃止

▼勤労者会館設置条例を廃止する条例
老朽化に伴い勤労者会館を取り壊すとともに、今後の施設整備の見込みがないため、条例を廃止するものです。

■条例の改正

▼公共下水道条例の一部改正
▼農業集落排水条例の一部改正
▼水道事業給水条例の一部改正
給水(排水)工事については村指定店が実施するよう定めていますが、災害時においては他市町村の指定店が工事を行うことができるよう改正するものです。

▼個別排水処理施設管理条例の一部改正
個別排水処理施設の使用料について、管理システムの変更に伴い、納期限を使用した月の翌月とするよう条文を改めるものです。

等通園支援事業(こども誰で



新給食センターを見学（2月24日全員協議会）

- ▼村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部改正
乳児等通園支援事業の実施に伴い、新たに保育料等を設定するため、条例を改めるものです。
- ▼乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
内閣府令の改正に伴い、事業の利用定員に関する規定を改めるなど、所要の改正を行うものです。
- ▼学校給食センター設置条例の一部改正
学校給食センターの移転改築に伴い、設置位置を改めるものです。

■総合計画の変更

▼第6期更別村総合計画における基本構想変更
平成30年度からの10年間を計画期間としていた第6期総合計画について、計画の終期を令和9年度から11年度に2

か年延長するとともに、同年の目標人口を3024人とするなど、所要の変更を行うものです。

■過疎計画の策定

▼過疎地域持続的発展市町村計画の策定
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づ

き、令和8年度から12年度の北海道過疎地域持続的発展方針が定められたことから、村においても同期間に係る「移住定住」「産業の振興」「子育て環境の確保」「教育の振興」など各分野の施策に取組み、持続的発展を図るべく総合的な整備計画を策定するものです。

■指定管理者指定

▼各行政区会館の指定管理者の指定
農村地区（14行政区）の各行政区会館の指定管理者として、各行政区を指定するものです。期間は、令和8年度から12年度までの5年間です。

■補正予算

▼令和7年度一般会計並びに特別会計補正予算
ふるさと納税見込額の増加に伴う寄付金管理基金積立金の増額、事業完了に伴う執行残の減額を主とする一般会計並びに5特別会計の補正予算が提案され、原案どおり可決されました。

3月11日審議分

■会議規則の改正

▼議会会議規則の一部改正
会議時間の変更に関する規定を明確化するとともに、議場での服装や携帯品を禁止する規定を、現在の社会情勢に照らした内容に見直すなど所要の改正を行うものです。

■ 令和7年度補正予算の内訳 (単位：万円)

第 1 回定例会			補正額	補正後の予算額	主な増減内容
一般会計（第 8 号）			2 億 7,444	81 億 5,364	・ 公共施設等整備基金積立金の増額 ・ まち・ひと・しごと創生基金積立金の増額
特別 会計	国保 会計	事業勘定（第 5 号）	140	5 億 9,447	・ 実績による療養給付費の増額
		診療施設勘定（第 5 号）	△ 1,040	3 億 7,068	・ 実績による医薬品購入経費等の減額
	後期高齢者医療事業（第 2 号）		120	6,568	・ 後期高齢者医療広域連合納付金の増額
	介護 保険	事業勘定（第 5 号）	△ 2,596	4 億 2,298	・ 実績による介護サービス給付費等の減額
		サービス事業勘定（第 5 号）	△ 8	230	・ 計画策定件数の減による委託料の減額
	簡易水道事業（第 6 号）		△ 908	2 億 9,102	・ 工事費及び道営事業負担金の執行残減額
	公共下水道事業（第 5 号）		△ 4,045	3 億 0,456	・ 個別排水処理施設工事費の執行残減額
一般会計（第 9 号）			1,000	81 億 6,364	・ 除雪費委託料の追加

各会計当初予算

(単位：万円)

会 計 区 分		令和7年度	令和8年度	前年比(%)
一般会計		71億1,147	62億7,763	△11.7
特別会計	国保会計			
	事業勘定	5億9,226	5億8,998	0.5
	診療施設勘定	3億6,663	3億8,030	△0.4
	後期高齢者医療事業	6,691	8,132	3.7
	介護保険			
	事業勘定	4億3,894	4億3,306	△1.3
	サービス事業勘定	239	212	△11.1
簡易水道事業		2億9,710	2億7,443	△7.6
公共下水道事業		3億4,424	3億9,490	14.7
合 計		92億1,994	84億3,374	△8.5

3月16・17日審議分

令和8年度予算

▼令和8年度一般会計予算

並びに特別会計予算

当初予算は2日間の日程により、16日には一般会計歳入を、17日には一般会計歳入及び各特別会計の審議を行いました。

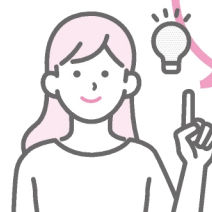
前年度に大型建設事業を実施したことにより、一般会計予算は前年比11・7%減となる62億7762万円の原案が提出されました。

5特別会計と合わせて総額84億3374万円の予算案は、原案どおり可決されました。



- 更別スーパービレッジ構想
推進事業 21,198万円
- ・デジタルどんぐりポイントの拡充分(チャージ機能追加等)
 - 1,382万円など5事業

予算の
使いみちを
CHECK!



■部活動改革推進事業 1,214万円

- ・推進員の設置、外部指導員謝礼、バス運行委託料など



- 空き家対策事業 200万円
- ・災害等で倒壊の危険がある空き家を対象(助成率4/5、上限100万円)

▶ そのほかの主な事業 (単位：万円)

- ・宅地分譲整備事業 12,136 (花園プラムタウン16区画造成)
- ・庁舎改修事業 5,630 (屋上防水・空調設備)
- ・社会福祉センター改修事業 2,365 (照明LED化)
- ・ふるさと館改修事業 3,886
- ・道路改良舗装事業 336,006
- ・福祉ホーム維持管理経費 17,033 (日中活動支援委託料含む)
- ・地域脱炭素化促進事業 1,620 (省エネ型冷蔵庫他設置助成)
- ・スクールバス購入事業 3,941
- ・国際交流事業推進経費 1,288 (飛び出せワールド事業)
- ・上更別消防会館改築工事設計 4,235

1/23

第1回臨時会

第1回臨時会が1月23日に行われました。提案された議案は、原案どおり可決されました。

【専決処分の承認】

▼簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認

水道管凍結による断水の修繕費追加補正に係る専決処分について、議会の承認を求めるものです。

▼一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認

衆議院解散に伴う選挙事務経費の追加補正に係る専決処分について、議会の承認を求めるものです。

【条例の改正】

いずれも国家公務員の給与等に準じた内容に改正するものです。

▼議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

▼特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

・期末手当の支給割合の改正

▼職員の給与に関する条例等

・職員の給料表及び期末手当の支給割合等の改正

▼会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

・国家公務員の給与の取扱いに準じた改正

▼一般会計並びに特別会計補正予算【主な内容】

- ①国の物価高騰対応支援地方創生臨時交付金を活用した事業
- ・認定農業者への燃油高騰対策補助
 - ・車両台数に応じた運送事業者への支援（臨時給付金）
 - ・商工業者エネルギー高騰対策支援
 - ・医療・介護・福祉施設事業者支援
 - ・村民1人1万3千円のクーポン券発行事業（4月以降実施）
- ②物価高子育て応援手当補助事業（18歳未満の児童へ1人2万円支給）
- ③給与改定に伴う職員等人件費

■ 令和7年度補正予算の内訳 ■ （単位：万円）

第1回臨時会			補正額	補正後の予算額
一般会計（第7号）			1億1,856	78億7,920
特別会計	国保会計 介護保険	診療施設勘定（第4号）	607	3億8,108
		事業勘定（第4号）	61	4億4,894
	簡易水道事業（第5号）		44	3億0,010
	公共下水道事業（第4号）		26	3億4,502

第1回臨時会 審議した議案と各議員の賛否

※織田忠司議長は採決には加わりません。

種類	件名	太田綱基	安村敏博	斎藤憲	尾立要子	小谷文子	荻原正	高木修一	審議結果
承認	令和7年度簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件	○	○	○	○	○	○	○	承認議決
	令和7年度一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求める件	○	○	○	○	○	○	○	承認議決
議案	議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和7年度一般会計補正予算（第7号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和7年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和7年度簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和7年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

第 1 回定例会 審議した議案と各議員の賛否

※織田忠司議長は採決には加わりません。

種類	件名	太田 綱基	安村 敏博	斎藤 憲	尾立 要子	小谷 文子	荻原 正	高木 修一	審議 結果
諮問案	人権擁護委員の推薦につき意見を求める件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件	○	○	○	○	○	○	○	同意議決
	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	勤労者会館設置条例を廃止する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	農業集落排水条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	第 6 期更別村総合計画における基本構想変更の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	過疎地域持続的発展市町村計画の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	行政区会館（14行政区）の指定管理者指定の件 （議案14件を一括議題とし、一括採決）	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和 7 年度一般会計補正予算（第 8 号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和 7 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和 7 年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和 7 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和 7 年度簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和 7 年度公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和 7 年度一般会計補正予算（第 9 号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
発議	議会会議規則の一部を改正する規則制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案	令和 8 年度一般会計予算の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和 8 年度国民健康保険特別会計予算の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和 8 年度後期高齢者医療事業特別会計予算の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和 8 年度介護保険事業特別会計予算の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和 8 年度簡易水道事業特別会計予算の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和 8 年度公共下水道事業特別会計予算の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決



一般質問



4人の議員が 6項目を質問

■ 一般質問とは ■

議員が村政全般にわたり、執行機関（村長など）に対して事務の執行状況や将来の考え方について所信を問うこと、または報告や説明を求め疑問をたずねることです。

更別村議会では、議員があらかじめ議長に質問の趣旨を知らせる「通告制」により、議員はその内容に沿って質問します。一問一答方式とし、質問時間は1人90分以内、質問回数は1項目3回までとしています。

*議会広報では、1回目の内容のみ答弁を要約して掲載しています。

詳しい内容は議会中継（更別村議会 Youtube チャンネル）、または会議録をご覧ください。



ページ	質 問 事 項	質問議員	動画はこちら！
8	行政区運営と町内会活動の是正に向けた今後のあり方について	安 村 敏 博	11日 AM 
9	病児保育事業の取組みについて	荻 原 正	
12	図書室の利用促進・活性化について	斎 藤 憲	
10	幼児教育・保育施設3園体制の将来像と検討手順について	太 田 綱 基	11日 PM 
11	人口減少下における小中学校の将来像と教育施設のあり方について		
13	村政執行方針について （男女共同参画計画の策定）	斎 藤 憲	17日 PM 

行政区運営と町内会活動の是正に向けた今後のあり方について

長——活動の町内会移行に向けて、課題の整理と検討を進める



安村議員

安村議員 行政区運営と町内会活動についての課題につきましては、令和6年12月第4回定例会で一般質問させて頂き、概ね1年程度をもって是正案を提示するとの答弁でしたが、何ら課題解決に向けた回答がなされていません。長引く未回答に対して、これまでの検討経緯などについて再度お尋ねします。

行政区運営課題については、令和5年第4回定例会においても、同僚議員からの一般質問で、高齢化による役員の担い手不足に対し、スーパージンジ構想事業を用いた行政配付物等軽減化に向けた質問もあり、概ね2年経過した経緯にあるものの、何ら課題解

決に向けての方針が示されていません。

前回も指摘させて頂いてますが、課題整理に当たっては、そもそも、町内会活動と行政区運営規則がかみ合っていない事が、最大の問題である事は十分理解頂いているはずですが、任意組織活動である町内会活動に対し、あえて、行政区運営規則を当てはめている実態こそが、事を難しくさせているのではないのでしょうか。

各町内会役員は、ほとんどが1年任期で交代しますので、是正実施するタイミングとしては、今、案を示さないとい、4月には到底間に合うはずがありません。

行政区長の身分は以前、条例に基づき非常勤特別職とされ、行政区を統括する責務を負いましたが、現在は住民自治活動根幹を担う役目として、区長は区を代表する文言のみとなっています。前回は行政区運営規則の課題などについ

て詳しく質問していますので、今回は、検討経緯、対応についての見解を求めます。

議員による一般質問に対し、これまでの2年間どのような検討を重ねて来たのか。これまでの経緯と、是正案を示す事ができない要因について。加えて、改定に向けての方針案をいつまで作成し、いつ施行、実施するのか。喫緊の課題である事から、具体的答弁を是非お示し頂きたい。

村 長

人口減少や少子高齢化、人間関係の希薄化、新型コロナウイルス感染症対策等で地域活動は停滞しており、この問題解決にはある程度の期間が必要ですが、前回の一般質問では、令和7年8月頃までに方向性を整理し、その後は1年程度の期間にて住民等から意見を聴取し、制度構築をしたうえで、規則等を見直す予定と回答していました。

この問題は、町内会加入率

の減少や役員の成り手不足による地域活動の停滞。また社会の変化による人間関係の希薄化により、人的交流が無くても困らないという意識の変化によるものが大きく、これは他の自治体も同様で、難しい対応に苦慮しています。

本村は行政区運営規則に基づき、区長を委嘱のうえ住民自治活動を推進していますが、実態としては町内会がその役割を担っており、この実態に応じた検討、改善をすべきと考えています。しかし規則のみを改正しても根本的な問題解決にはなりませんので、問題点を洗い出し、対応策を検討してきたところです。

検討状況ですが、行政区ごとに問題は異なる実態があります。例えば環境美化事業の花壇整備や管理は、高齢化により継続は難しい地区もあれば、花の生育を楽しみに活動している地区もあります。つまりどちらにも対応できる制度として整理する必要があります。地域コミュニティは大変重要なため、行政区の実態に合わせ、その活動は町内会へ移行したいと考えています。

次に町内会加入率の減少や、役員の担い手不足への対応ですが、町内会への加入は強制できないため、状況に合わせて過度の負担とならない活動への見直しを考えています。

行政からの配布物対策は、できるだけ配布量の減少に努め、村ホームページでの情報提供も実施し、デジタル化に向けて検討を進めています。

地域のつながりは、住民相互の交流はもとより、自然災害が発生したときの助け合いや、防犯対策が重要なため、防災や防犯意識など、住民の理解を深める方法も検討すべきと考えています。行政区運営交付金についても検討が必要です。行政区の規模や戸数に応じて金額等を算出し、行政活動に積極的な地域に支援が行えるよう、算定方法の見直しが必要と考えています。

以上、検討の経緯となりますが、その他の課題も含め、行政区や関係団体等との協議調整のうえ、制度設計の整理後に規則の見直しをすべきと考えています。

引き続き、課題解決に向けた検討に努めてまいります。

病児保育事業の取組みについて

村長——施設整備等の課題があり、具体的検討には至っていない



荻原議員

荻原議員 「子ども・子育て支援新制度」は平成27年4月から本格施行され、地域の子育て支援の充実を図るため、病児保育に関わる支援の充実が図られました。又、病児保育事業は、児童福祉法に基づき、市町村が実施主体となつて地域の子ども・子育て支援事業として行う「努力義務」とされています。第3期更別村子ども・子育て支援事業計画の調査では、31・3%の方が「できれば利用したい」と回答し、又、平成20年内閣府の保育サービス要望調査でも「待機児童が出ないように保育所の数や定員を増やす（64・9%）」の次に「病児・病後児保育の充実（54・7%）」

が掲げられ、他の様々な保育サービスより上位に位置付けられています。

本件に関わる今後の取組み方針について、しっかりとした説明が必要と考えることから以下の内容について村長の考えをお聞きます。

1. 制度に基づいた事業を展開し、子育て世代の親を支援する必要があると考えるが、本事業を運営する必要性、及び「病児対応型・病後児対応型」を実施する場合の具体的な運営方法や施設利用等の考え方について。

2. 病児保育事業の事業類型には「病児対応型・病後児対応型」の他に施設整備が伴わない「非施設型（訪問型）」と「体調不良児対応型」があるが、これを本村が取組む類型とした場合の考え方について。

3. 病児保育事業には多額の費用が発生することから、近隣町村との連携による病児保

育・病後児保育等を実施し、事業費の負担軽減等を図る考え方について。

村長 病児保育事業については、厚生労働省より発出されている「病児保育事業実施要綱」による事業類型に、

(1)病児対応型、(2)病後児対応型、(3)体調不良時対応型、(4)非施設型（訪問型）があるとされています。

質問の一点目、病児対応型、病後児対応型事業の実施には、診療所や保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設が必要です。設備基準として、保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室、そして、調理室を有することとされています。既存の施設を活用した中での実施は、不足する設備があることや動線の分離が難しいことなどから困難であり、新たな施設整備が必要となると考えます。

職員配置の基準は、看護師等を利用児童概ね10人につき1名以上配置するとともに、保育士を利用児童概ね3人につき1名以上配置することとされています。一部例外規定があるものの、常に2名以上の体制で運営することが必須条件となっています。

共働き世帯が増加する中、子どもが病気になった際に安心して預けられる場所としてニーズがあることは認識しています。

一方、仮に事業を実施した場合、日々の安定した利用者が見込めないことが予想され、事業運営の見通しが立てにくくという課題があります。

利用児童がいない時間帯には、利用児童の発生時に職員が速やかに対応することができれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としなくなっています。

このことから、任用した職員は保育園等で仕事をすること可能ですが、利用児童の発生時には急遽従事することが求められ、必要人員として力ウンとして日頃の業務分担任を行うことができないことになり、難しい課題だと捉えています。

対応型については、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童が対象となり、看護師等を1名以上配置できれば、認定こども園の余裕スペース等を活用して行うことができます。現状においても看護師等は配置していませんが、現場の教諭・保育士が保護者のお迎えまでの間、適宜対応しています。

非施設型（訪問型）については、利用児童の居宅に看護師等が訪問して、一時的に保育する事業です。看護師等を1名以上配置できれば事業を実施することができそうですが、1対1での対応となるため同時に2件以上の対応はできないため、効率性に課題があると考えています。

質問の3点目、近隣町村との共同事業とすることは有益な手段であると思いますが、拠点の設置場所や費用の分担方法など多様な課題があるため、一朝一夕に進めることは難しいと考えています。

病児保育事業の実施には様々な課題があり、現段階では具体的検討には至っていないところでです。

幼児教育・保育施設3園体制の将来像と検討手順について

長——幼・保2園体制の見直しを検討し、方向性を示していく



太田議員

太田議員

本村の園児の減少は、将来推計からも傾向は把握できていたはずであり、幼児教育・保育施設のあり方については、早い段階から全体像を整理する必要があったと考えます。現在、更別幼稚園、認定こども園上更別幼稚園、認定こども園どんぐり保育園の3園がありますが、それぞれの園児数に差が生じており、教育環境の観点からみても総合的な検証と改革が求められる状況ではないでしょうか。

しかし、これまでの議論は更別幼稚園と認定こども園どんぐり保育園を軸とした検討が中心となっているように見受けられます。本来であれば、まず3園体制全体を俯瞰し、

財政的負担や運営上の負担、そして子どもたちにとって望ましい教育環境という視点から整理を行い、その上で段階的な方向性を示すことが順序であったと考えます。現在の状況を正しく把握し、未来に備える責任は、現世代の行政にあり、全体像を示さないまま部分的な検討を進めることは話しが纏まらない原因となり、結果として責任の先送りになります。

そこで村長に伺います。

子どもたちや更別村の今後を考えれば、3園体制の総合的な検証と、中長期的な方向性の提示は避けて通れない段階にきていることから、3園全体を俯瞰した上で段階的かつ合理的な整理と検討手順について、将来を見据えた明確な見解を求めます。

村長

就学前教育・保育の体制に関しましては、令和3年3月議会、12月議会で一

般質問があり、更別幼稚園とどんぐり保育園はそれぞれに保護者からのニーズがあり、保護者や住民の方々からいただいた多数のご意見を考慮し、協議・検討を重ねた結果、両園の統合については機運や情勢など、時機を見ながら判断し、当面は両園を存続させていくこととし現在に至っています。

認定こども園上更別幼稚園については、地域住民や上更別小学校などとの関係性を密にしながら、引続き地域の子育ての支援拠点として運営していくこととしています。

また、令和7年12月議会では、総務厚生・産業文教常任委員会所管事務合同調査により、「幼保一元化等、村全体の保育に関わる計画や方向性について理事者側の判断を早い段階で示すことが必要」との報告書が出されており、重く受け止めています。

入園児数の様子を見ますと、

更別幼稚園の園児数は減少傾向にあり、どんぐり保育園の園児数は増加傾向、上更別幼稚園は平成30年度から認定こども園にしていることもあり、大きく減少することなく推移しています。

村の財政事情では、本村は「過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法」による過疎地域とされ、地方債である過疎対策事業債の発行が認められています。過疎対策事業債は、元利償還金の70%が普通交付税に算入される非常に有利な財源となります。同法の期限は令和12年度までとされており、その後仮に過疎地域とされなくなった場合には、村財政への影響は非常に大きく、状況によっては行政改革を検討しなければならぬと考えています。

本村における出生数については、各種の子育て支援施策を行っているものの減少が続いています。出生数の減少は、幼稚園や保育園の入園者数に影響します。

これらを踏まえた本村の就学前教育・保育の体制についてですが、上更別幼稚園につ

いては、認定こども園のほか、子育て支援センターやこどもセンターの機能も備えており、地域における重要な子育て支援拠点だと考えています。方向性については、上更別地区や上更別小学校のあり方と共に考えていく必要があることから、当面は運営を継続していきたいと考えています。

更別幼稚園とどんぐり保育園については、子どもの生きる力や生涯にわたる人格形成の基礎を培う上でとても重要な役割を担っています。両園の特色とそれぞれに対するニーズを尊重し選択できる環境は望ましいとは思いますが、出生数の減少や財政的な面から体制の見直しに向けての検討は避けては通れない課題であると考えています。

更別幼稚園とどんぐり保育園のあり方の検討にあたっては、園舎の活用方法や維持管理経費をどうするか、職員の処遇の検討などいくつかの課題がありますが、子育て委員会等の関係機関と連携しながら、村としての方針を村民の皆様を示していきたいと考えています。

人口減少下における小中学校の将来像と教育施設のあり方について

教育長——教育効果、財政負担、地域の意見等を総合的に勘案し判断する

太田議員 本村では来年度より更別と中札内が連携し、中学校の部活動地域移行により、役割を分担する体制が始まります。これは生徒数減少と先生の負担軽減などに対応するための取り組みで、教育環境を維持するための一つの施策です。一方、小学校については、更別小学校と上更別小学校の2校体制が維持されていますが、児童数が減少する中で、この体制が教育環境として最適であるか、また将来的にも持続可能であるか、総合的検証がなされているか疑問に感じています。更に、中学校は校舎の老朽化が進み、令和9年度には大規模な改修へ向けた基本設計を策定する予定ですが、現代の基準に合わせた時のコスト、電気や配管のインフラ、バリアフリーやICT化への対応、生徒数減少による校舎の規模のあり方など総合的に見た時に合理的なのか疑問に感じています。

将来的に多額の財源が必要となることが見込まれる中、小学校と中学校を個別に考えるのではなく、教育施設を一体的に捉える視点が重要ではないでしょうか。「小学校2校体制の妥当性」「老朽化する中学校のあり方」「小中一貫教育の可能性」「施設の集約や隣接、増築といった選択肢」これらを同時に整理する必要がありますと考えますが、現体制を前提としたまま議論を進めることが最も合理的なのか、それとも体制そのものを再整理する事が持続可能で適切なのか。

人口減少下における中、教育環境の確保と、今後の施設整備の方向性について、将来への責任という観点からも教育長の見解を求めます。

教育長 更別小学校、上更別小学校、それぞれに歴史があり地域の方々が寄せる思いがあります。歴史を振り返る

と昭和59年、平成2年には、それぞれ2小学校が更別小、上更別小に統合され現在に至ります。2校体制の利点は、それぞれの学校が地域に存在することによるコミュニティの維持、一人ひとりに目が行き届く教育環境、異学年交流を通じた思いやりや主体性の育成などが挙げられます。

一方、課題としては、特に上更別小は児童1名の学年が存在するなど、集団形成の難しさ、多様な人間関係の中で切磋琢磨する機会の限定等があります。極小規模校には確かな良さがある一方、教育環境として持続可能であるかどうかは慎重に検討すべき課題です。しかしながら最も重要なのは、そこで学ぶ子どもたちの教育の成果であり、保護者の受け止めや地域の考えを大事に考えなければならぬと認識しています。その上で、将来的なあり方については、児童数の動向、保護者・地域

の意向、教育効果を総合的に勘案し、丁寧な議論を重ねながら検討してまいります。

次に、更別中央中学校の老朽化に伴う長寿命化の内容と将来性についてです。現在の校舎は昭和51・52年に建設、体育館は昭和53年建設であり、校舎は既に49年が経過しています。長寿命化とは、築40年以上経過した建物の劣化に対する機能回復工事と性能向上工事により、その後概ね30年間使用することを想定したものです。具体的には屋根・屋上防水改修、外壁断熱、ライフライン更新、照明のLED化、ICT環境整備、交流空間整備などがあります。

新築に近い水準まで機能向上を図る場合は総額約14億、基本的な長寿命化では約9億と試算されています。長寿命化は初期費用が抑えられる一方、建物の構造制約があり、実質的な小中一貫教育を視野に入れた再編への柔軟性が弱く、生徒数減少に対応した適正規模化が困難といった観点から、単に建物を延命することとが合理的かどうかは、慎重に検討する必要があります。

最後に将来的な教育の展望と教育環境や施設のあり方についてです。人口減少は避けて通れない課題であり、本村の子ども数は、25年後は現在の66・5%に減少すると言われています。その中で重要なのは、施設の形も含めて、子どもたちの学びをどう保障していくかであると考えています。

本村の将来的な教育の方向性は、「地域とともにある学校づくり」、「小中9年間を見通した一貫教育」であると考えています。子どもたちのよい良い成長のためには、教育環境や施設がどうあるべきなのかを改めて考える時期にきており、決断を先送りすることとはできないと考えています。

教育委員会としては、村長部局と緊密に連携しながら、教育効果、財政負担、保護者・地域の意見を総合的に勘案し、本村にとって最も持続可能で、かつ子どもたちにとって望ましい教育環境の実現を目指してまいります。

図書室の利用促進・活性化について

教育長 幅広い年代が利用しやすい環境づくりに努める



齋藤議員

齋藤議員 本村の図書室は小規模で、書架のスペースに限りがありますが、その中で可能な限り、価値あるサービスを村民に提供し、多くの利用者に満足していただくことを目指すべきことは言うまでもありません。

教育長

農村環境改善センターに設置しています図書室については、面積が244・44㎡で利用時間は午前9時30分から午後6時まで、休館日は毎週火曜日と年末年始、祝日としております。

た今後の施策についてのお考えを伺います。小さいながら大事な村の施設ですので、その活用と将来に向かっての展望をお聞かせいただければと思います。

で1161人減少し、令和3年度2434人、令和4年度2824人、令和5年度3270人、令和6年度3810人となっています。図書の出冊数の状況は、令和2年度7653冊、令和3年度5980冊、令和4年度6328冊、令和5年度7472冊、令和6年度9102冊となっており、令和6年度のみデータとなりますが、ジャンル別貸出冊数の割合は絵本・児童書が6520冊と貸出冊数の約70%を占め、次に小説などの文学書が1354冊で15%となっています。

次に蔵書数ですが、令和6年度末で4万3169冊、過去5年間の平均受入冊数は、1116冊、古くなった本などを古本市や廃棄によつて除籍した数は過去5年間平均で926冊となっています。利用促進に向けて講じてき

まず現在の施設設備の現況（面積・開館時間・スタッフ）および過去5年間の利用状況について、また利用を促し、利用者に満足していただくために、講じている施策、およびその効果についてお伺いいたします。

次に現状を踏まえて、当面は現在の設備を前提に、利用促進・活性化のために解決すべき課題についての認識、ま

た内容につきましては、毎月広報さらべつの「本ごよみ」にて新刊の紹介の他、毎月第3土曜日に読み聞かせ会の開催、その他季節のテーマなどを決めて関連する図書コーナーを配置しています。また、触れ合いを深めながら親子でたくさん本を読んでもらうため「親子読み聞かせマラソン」を、年間を通して実施しています。さらに、上更別小学校と上更別こどもセンターに「移動図書」として、図書司書が選定した児童書等を定期的に実施し、図書環境の確保を行っています。その他の取り組みとして、ハロウィーンやクリスマスな

どの季節行事や小中学生の長期休業期間中に合わせ工作教室などのイベントを開催するなど、特に子供が気軽に図書室を利用してもらえるような取り組みを実施してきました。その成果になるのかは定かではありませんが、令和7年度に実施した全国学力・学習状況調査において、読書が好きと回答した小学生は全国平均を上回り、1日当たりの読書時間も小中学生とも全国平均を上回る結果となっています。

今後の図書室の利用活性化のための課題、今後の施策については、現在、改善センター図書室は子供の居場所としての位置付けもあり、比較的小児や親子での利用が多いため、目立つところに児童書などの展示を行っている関係で、一般の図書室利用者から見れば図書が探しづらい状況にあるかもしれません。

今後は、広く村民が図書室を利用できるよう、子供はもとより大人の方も利用してよかったと思われる環境やきっかけ作りを検討してまいります。



村政執行方針について(男女共同参画計画の策定)

長——速やかに作業を再開し、令和8年度中に計画を策定する

斎藤議員 男女共同参画基本計画の策定について、村政執行方針では「男女共同参画計画」の策定に向け議論を進めますと述べられています。

この件に関しては1年前の一般質問で、十勝管内のほとんどの自治体で男女共同参画基本計画が策定済みであることと指摘し、「策定に向け議論を始めたい」との答弁を得ております。

1年を経過した今回の村政執行方針は、この1年間に何の進捗もなかったかのような印象を与えるものであり、また策定するという強い決意も読み取ることができません。

この1年間の取り組みの内容と、今後のスケジュールについて、また来年4月に満了となる任期内に策定に漕ぎつける意志はありますか、お伺いいたします。

村長 昨年の第1回議会定例会において、斎藤議員か

ら「男女共同参画基本計画について」ご質問をいただきました。男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、男女共同参画社会の形成に関し、地方公共団体に求められる役割はますます大きくなっていくものと思われまます。

このことから、斎藤議員のご質問に「本村における男女共同参画社会を実現するため意識改革や家庭生活、職場、地域活動における男女共同参画の促進、男女が安心して暮らせる環境づくりの推進など、本村における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について検討し、「男女共同参画計画」の策定に向け議論を始めたいと考えています」と答弁いたしました。

その後、男女共同参画に関する業務を所管する総務課において、男女共同参画計画の策定に向け、

道内自治体の事例などを調査、行程やスケジュール作成等の作業を進めてまいりました。

令和8年度中の計画策定を目標に、年明けには計画の素案作成に着手する予定でありましたが、衆議院議員の解散に伴い総選挙が執行されたことから、選挙管理委員会の事務局を担当する総務課では選挙事務に従事することを優先せざるをえなかったこと、また、男女共同参画に関して申しますと、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により策定が義務付けられている特定事業主行動計画の計画期間が令和8年3月31日をもって満了となることから、新たな特定事業主行動計画の策定を優先させたことから、男女共同参画計画策定の具体的な作業は中断してしまいましたが、速やかに作業を再開し令和8年度中に計画を策定いたしましたと考えています。

◆ 次回の定例会は ◆

6月1日(月)
午前10時 開会予定

【議会を傍聴しませんか】

議会での議論を通じて、村の現状や課題を知ることができます。村政は皆さんの日常に密着したものですので、お気軽にお越しください。



インターネット中継もご利用ください！



ご意見をお聴かせください

議会では、村政全般にわたり団体等の皆さんと意見交換を行う「議会懇談会」を開催しています。ご意見は議員活動の参考とさせていただきますので、議会事務局までお気軽にご連絡ください。

【議会事務局 TEL52-2117】

令和7年議会活動状況

令和7年1月～12月の議会活動状況をお知らせします。

1.議会の開催状況

区分	回数	会期日数	開催日数	付議件数	傍聴者数
定例会	4回	27日	12日	94件	22人
臨時会	3回	3日	3日	21件	6人
計	7回	30日	15日	105件	28人

付議事件とは

議案など議会で審議される案件で、昨年は115件が審議されました。案件ごとに議員による採決を行っています。

2.付議事件の内訳

区分	条例	予算	決算認定	専決処分	意見書	報告	その他	計
定例会	31	28	0	0	5	4	20	94件
臨時会	5	6	0	2	0	0	8	21件
計	36	34	0	2	5	4	28	115件

3.一般質問の状況

区分	第1回	第2回	第3回	第4回	計
質問者数	3	4	1	5	延べ13人
項目数	4	5	1	5	15項目

全員協議会の主な内容(村説明事項)

- ・更別スーパービレッジ構想について
- ・勢雄小学校跡地の利活用について
- ・地域新電力会社の設立について 他

4.委員会、全員協議会の開催状況

区 分	回数	内 訳	
		会期中	閉会中
総務厚生常任委員会	3	1	2
産業文教常任委員会	3	0	3
議会運営委員会	14	2	12
全 員 協 議 会	9	-	-

5.インターネット議会中継利用状況

区 分	R7動画平均	チャンネル登録者数
視聴回数	425.3回	204人 (R7.12月末現在)

* 最多視聴回数 4,855回(R7.5.30 第3回臨時会)

議会日誌

24日	21日	21日	9日	8日	4日	4月	30日	29日	15日	13日	10日	3日	3日	1日	3月	25日	24日	15日	13日	7日	2月
議会運営委員会(広報)	十勝圏活性化推進期成会・農林水産経済委員会に議長出席	十勝町村議会議長会定期総会に議長出席	更別農業高校入学式に議長出席	第49回更別中央中学校入学式に議長出席	福祉ホームオープニングセレモニーに議長出席		給食センター落成式に議長出席	どんぐり保育園・第23回入園・進級おめでとう会に議長出席	どんぐり保育園・第22回卒園おめでとう会に議長出席	第48回更別中央中学校卒業証書授与式に議長出席	第1回議会定例会	全員協議会	議会運営委員会	更別農業高校第72回卒業証書授与式に議長出席		とちろ広域消防事務組合議会、十勝中部勝圏複合事務組合議会、十勝中部広域水道企業団議会に議長出席	全員協議会(施設内覧他)	更別村の教育を考える村民集會に議長出席	全員協議会	おはなしあそび発表會に議長出席	どんぐり保育園・生活とあそび・

編集後記

▼令和8年度の予算案が可決され、村づくりの事業が始まります。世界情勢や、国の新年度予算など懸念されるところです。

▼村民の日常も物価高騰など先行きが懸念される状況です。安心して、暮らしていける村づくりの為、行政、議会共に頑張っていきたいと思っています。

▼総合計画では、DX推進、公共施設の改築や、子育て、教育関連の計画が予定されています。村の財政にも限りがあります。村民の皆さんと知恵を出し合い、いつまでも住み続けたい村にしたいと願っています。

▼基幹産業の農業では、十勝全体での規制緩和などが新たに始まります。今年は天候などに恵まれ、実りの秋を迎える事を願っています。物価高騰対策クーポン券が発行されます。商店街の活性化に繋がります。皆様のご意見をお待ちしています。

(高木委員 記)